

資料 3

【報告事項】

(3) 外国人技能実習生の結核対策について

外国人技能実習生の結核対策について

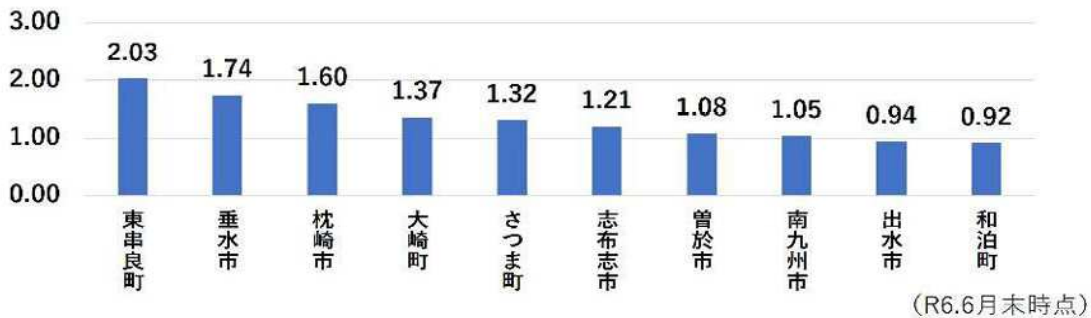
国の結核の現状

2023年新登録結核患者

- ・人口10万対結核罹患率は8.1と過去最少を更新した一方で、外国出生者の占める割合は16.0%と前年から4.1ポイント増加
- ・特に20代では新登録患者に占める外国出生者の割合は84.8%と、前年から7.3ポイント増加

大隅地区の現状

図1 鹿児島県内の市町村人口に占める技能実習生の割合 ※上位10市町



技能実習生の比率が高い上位10市町村中5市町を大隅地区が占める

大隅地区の結核の現状

図2 大隅地区結核新登録者の状況(速報値)

※潜在性結核感染症を含む

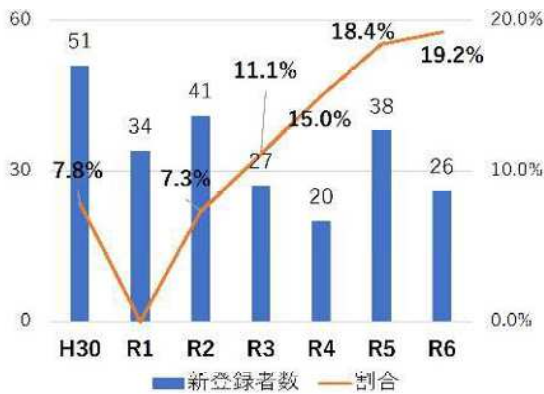
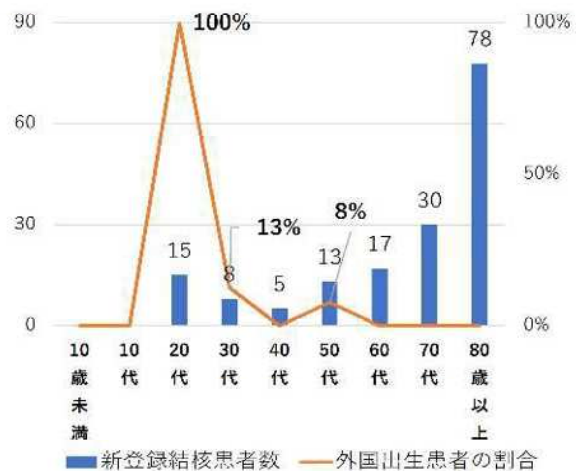


図3 大隅地区の年代別新登録結核患者数

および外国出生患者の割合 (H30~R6)



外国出生者の割合が増加傾向にあり、20代では外国出生患者の割合が100%

保健所での取組

【令和5年度】

- ・ 実習実施者向けの研修会開催とアンケートによる調査
- ・ 鹿屋保健所・志布志保健所で外国人技能実習生を受け入れている実習実施者及び管理団体向けに、結核の概要、治療の内容等を記載したリーフレット（下記参照）の作成

【令和6年度】

- ・ 監理団体を訪問し、結核の概要や診断後の流れ、医療公費負担制度等について訪問し説明（大隅地区9か所）
- ・ 技能実習生の健康管理体制や実習実施者との連携体制についての確認
- ・ 実習実施者への普及啓発に活用するためリーフレットを配布

【令和7年度】

- ・ 実習実施者、監理団体に限らず、医療機関や介護施設、消防等へ平時から広く周知するため、大隅鹿屋病院主催で開催された「感染対策向上加算及び外来感染対策向上加算合同訓練」において大隅地域における外国出生者の対応等について講話を行ったところ（令和7年10月11日実施）

大隅地区で外国人技能実習生を受け入れている実習実施者の皆様、監理団体の皆様へ

職場で取り組む結核予防

結核についてご存知、外国人技能実習生が健康で元気に働ける職場を目指しましょう！

若い世代で外国生まれの結核患者が増えています

- 結核は、1日に32人の新しい患者が誕生し、5人が命を落としていると推定されています。
- 日本において、高齢した人の割合が90歳以上の高齢者、1割が外国生まれの方です。94歳以上になると、20歳代での発症、20歳代での亡くなる割合が外国生まれの方です。
- 大隅地区においても、若い世代での結核患者の割合が増えています。

結核の症状には、2週間以上続く咳・微熱・身体のだるさ などがあります

■ 咳のほかに、痰多くなったり、なんとなく夜が長い、痰が膿状になっているなどの場合があります。

治療の内容

- 約4〜6ヶ月、毎日、3〜4種類の薬を飲む必要があります。薬を飲み終わらなければ、後遺症が残りやすくなります。薬が効かない結核菌（耐性菌）は増やさないようご注意ください。
- 病状を改善すると、医師の命令を守れば、1〜2週間、仕事を休む必要がなくなります（必ず十分な休養を）。

結核を早く見つけて、早く治すためには...

- 咳や、発熱、盗汗（寝ているときに汗をかく）、痰が膿状になったら、速く医師に相談し、必要に応じて、胸部検査を受けることが大切です。
- 咳・痰がなかなか治らない場合は、医師の診断（呼吸器科、内科）の受診をお願いします。
- 治療が完了するため、適切な保護、十分な休養、十分な栄養、結核を防ぎましょう。

大隅鹿屋保健所・志布志保健所

結核についてのQ&A

多くへの周知が大切、どんなお話を聞きたいですか？

- 結核患者の咳やくしゃみから空気中の空気中に結核菌が飛散し、吸い込んで、大隅地区にうつります。濃厚感染、飛沫して必ず咳やくしゃみをする人だけが感染するわけではありません。
- 感染には、結核菌と接触した人が必ずしも感染するわけではありません。結核菌と接触した人が必ずしも感染するわけではありません。

技能実習生の結核にかかると、実習実施者や監理団体はどのような対応をすべきでしょうか？

実習実施者や監理団体においては、他の病気や労働不具合の時と同じ対応を担っていただきます。

- 結核実習生
 - ・ 発熱などの発熱（発熱、盗汗など）
 - ・ 咳やくしゃみなどの結核菌の排出
- 大隅地区
 - ・ 発熱の付き添い
 - ・ 咳やくしゃみの対応
 - ・ 結核菌の排出防止

結核に感染した外国人の対応

外国人の結核患者は、発熱が原因で仕事を休む場合があります。咳やくしゃみから結核菌が飛散する場合があります。結核菌が飛散する場合は、咳やくしゃみから結核菌が飛散する場合があります。

結核による感染防止策は、結核菌が飛散しないようにすることです。

保護者と一緒にサポートしましょう！

- 結核菌が飛散しないように
 - ・ 咳やくしゃみから結核菌が飛散しないように、マスクを着用していただきます。
 - ・ 結核菌が飛散しないように、咳やくしゃみから結核菌が飛散しないように、マスクを着用していただきます。
- 結核菌が飛散しないように
 - ・ 結核菌が飛散しないように、マスクを着用していただきます。
 - ・ 結核菌が飛散しないように、マスクを着用していただきます。

結核について、詳細はよく読んでみることもおすすめです。

外国人結核支援相談（公益財団法人結核予防会）

TEL: 03-3292-1219

問い合わせ時間 毎週火曜 10:00～12:00、13:00～15:00

※TEL: 03-3292-1219、03-3292-1219、03-3292-1219

■ 多言語に対応する結核の資料もあります。

外国人結核支援相談（公益財団法人結核予防会）

TEL: 03-3292-1219

大隅鹿屋保健所・志布志保健所

国の取組

令和6年12月26日付（令和7年2月19日一部修正）厚生労働省，外務省，出入国在留管理庁から「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」が発出

- ・外国（結核まん延国等）から中長期在留しようとする者に対し，結核を発病していないことを求める入国前結核スクリーニングを導入
- ・対象者は，日本に在留中に結核と診断された外国生まれの患者の出生国のうち多くの割合を占める国（フィリピン，ベトナム，インドネシア等）
- ・スクリーニング開始時期については，フィリピン，ネパール，ベトナムは開始されているが，他国については調整中とのこと。

今後の対応と対策

- ・リーフレットの配布だけでなく，保健所が直接説明することが重要であり，実習実施者等への訪問や講話の実施
- ・平時から各関係機関への情報提供等も重要となることから，講習会等の場を活用した周知活動
- ・結核だけでなく，他感染症に関する研修の参加や国等は発信する情報の把握を行い，迅速に各関係機関との連携強化

大隅地区で外国人技能実習生を受け入れている実習実施者の皆様，監理団体の皆様へ

職場で取り組む結核予防

結核について正しく知り，外国人技能実習生が健康で元気に働き続けられる職場を作りましょう！

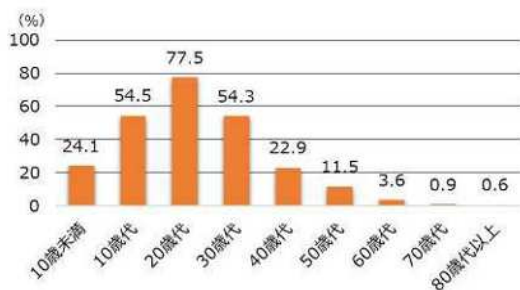


若い世代で外国生まれの結核患者が増えています

■結核は，1日に32人の新しい患者が発生し，5人が命を落としている日本の重大な感染症です。

■日本において，発病した人の4割が80歳以上の高齢者，1割が外国生まれの方です。
年代別に見ると，20歳代では8割，30歳代では5割が外国生まれの方です。

■大隅地区においても，外国生まれの結核患者の割合が増えています。



年代別外国出生者の結核患者の割合
(出典：厚生労働省 2022年結核登録者情報調査年報集計結果)



大隅地区結核新登録者の状況 (潜在性結核感染症を含む)

結核の症状には，2週間以上続く咳・微熱・身体のだるさ などがあります



■その他の症状に，体重が減ってきた，なんとなく食欲がない，近頃寝汗をかいているなどがあります。

治療の内容

■6～9か月間，毎日，3～4種類の薬を飲む必要があります。

きちんと薬を飲まなかったり，勝手に治療をやめたりすると，薬が効かない結核菌（耐性菌）に変わってしまうことがあります。

欠かさず服薬できるようサポートが必要です



■結核を発病すると，入院が必要な場合もあり，長期間，実習をできなくなります。
そうならないために，早期発見・早期治療が大切です。

結核を早く見つけて，早く治すためには・・・

■毎年，定期健診（胸部レントゲン検査を含む）を，必ず実施しましょう。
必要な場合，精密検査も必ず実施しましょう。

■咳・微熱などが2週間以上続いた場合，医療機関（呼吸器内科，内科）の受診を勧めましょう。

■免疫力を高めるために，適度な運動，十分な睡眠，バランスのよい食事，禁煙を勧めましょう。

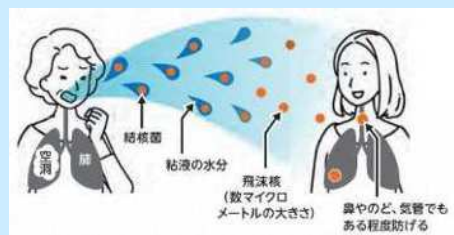


結核についてのQ & A



周りへの感染が心配。どんな影響があるんだろう？

- 結核患者の咳やくしゃみのしぶきの中に含まれる結核菌を吸い込むことによって、人から人につります（空気感染）。**感染してもすべての人が発病するわけではありません。**
- 必要に応じて、結核患者と接触のあった人を対象に検査を行うことがあります（接触者健診）。保健所から案内しますので、**慌てる必要はありません。**



技能実習生が結核になったら、実習実施者や監理団体はどんなサポートをすればいいんだろう？

実習実施者や監理団体においては、他の病気や体調不良の時と同じ役割を担っていただきます。

■実習実施者

- ・受診のための段取り（受診予約、送迎、同行など）
- ・日々の体調確認や服薬確認など



■監理団体

- ・受診の付き添い
- ・日々の体調確認
- ・母国語による相談対応など



技能実習生へのサポートのポイント

- ・すべての結核患者が、周りの人に感染を広げるわけではありません。病気を理由とした退職につながらないよう、ご理解をお願いします。
- ・技能実習生にとって、慣れない土地での治療は不安に感じるかもしれません。安心して、最後まで治療を続けられるようサポートや配慮をお願いします。



治療による経済的な負担など心配。どこに相談したらいいんだろう？

保健所も一緒にサポートします！

■医療費公費負担制度

- ・最後まで治療を受けてもらえるよう、医療費の負担を減らすための助成制度があります。



■治療に関する支援も行います。

- ・技能実習生や職場への治療の説明
- ・体調確認や服薬管理ができるよう家族や職場への指導
- ・接触者健診を実施するためのサポート



結核について、母国語で相談できる窓口はありますか？

■外国人結核電話相談（公益財団法人結核予防会）

TEL 03-3292-1219

問い合わせ時間 毎週火曜 10:00～12:00, 13:00～15:00

対応言語 英語、中国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語、韓国語

■多言語に対応した結核の資料もあります。

対応言語 英語、中国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語、韓国語、インドネシア語、モンゴル語、ポルトガル語、タガログ語、ロシア語、スペイン語、ヒンディー語、タイ語

▼資料はこちら



体調について気になることがあれば、いつでも保健所へご相談ください

■鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町にお住まいの方

鹿屋保健所 : TEL 0994-52-2103 MAIL oosumi-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp

■曾於市、志布志市、大崎町にお住まいの方

志布志保健所 : TEL 099-472-1021 MAIL shibushi-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp

入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン

令和6年12月26日
令和7年2月19日一部修正
出入国在留管理庁
外務省
厚生労働省

1 背景

我が国における結核患者の発生状況としては、罹患率(人口10万人あたりの新規発病患者数)及び患者数ともに年々減少傾向にあるが、いまだに国内で年間約10,000人が発症し、約1,500人が死亡している。近年、我が国においては外国生まれの患者数が増加傾向にあり、令和5年の新登録結核患者数(10,096人)のうち外国生まれの患者数は1,619人となっている。特に、罹患率の高い国の出生者が日本滞在中に結核を発病する例が見受けられる。

このような我が国における結核患者の発生状況に鑑みて、特に我が国における結核患者数が多い国から我が国に渡航して中長期間在留しようとする者に対し、結核を発病していないことを求める入国前結核スクリーニングを導入し、結核を発病していないことを証明できない者の入国を認めないこととする。

2 根拠規定

結核は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項第2号において、二類感染症に規定されている。

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第5条第1項第1号においては、二類感染症の患者であることを上陸拒否事由として定めており、結核を発病している外国人は、入管法第7条第1項第4号に規定する上陸のための条件に適合しないことから、本邦への上陸は原則として認められない。

また、入管法第7条の2の規定に基づき、在留資格認定証明書交付申請の審査においては、同法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件への適合性を確認することとされており、入管法施行規則(以下「規則」という。)第6条の2第5項ただし書きにおいて、同法第7条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる条件に適合しないことが明らかであるときは在留資格認定証明書を交付しないことができることとされている。

そこで、出入国在留管理庁においては、結核を発病した者は、在留資格に該当する活動を安定的、継続的に行い得るかについても疑義が生じ得ることから、中長期在留を希望する在留資格認定証明書交付申請者に対して、入管法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件の適合性を確認することを目的として、規則第6条の2第2項に規定する「その他参考となるべき資料」として、結核非発病証明書の提出を求めることとする。

また、外務省(在外公館)は、査証の原則的発給基準に基づき、下記4②又は③の場合において、入管法第5条第1項各号のいずれにも該当しないことを確認するための資料の1つとして結核非発病証明書の提出を求める。

3 対象者

入国前結核スクリーニングの対象者は、平成30年2月26日第9回厚生科学審議会結核部会での決定に基づき、原則として、日本に在留中に結核と診断された外国生まれの患者の出生国のうち多くの割合を占める国フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー及び中国（以下、併せて「対象国」という。）の国籍を有し、中長期在留者（注）（再入国許可を有する者を除く。）並びに特定活動告示第53号及び同第54号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として我が国に入国・在留しようとする者とする。

ただし、例外として、居住国の滞在許可証等により、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが確認された場合は、対象外とする。

また、対象国の国籍を有する者のうち、JETプログラム参加者、JICA研修員（長期・短期）、JICA人材育成奨学計画（JDS）留学生、大使館推薦による国費留学生、外国人留学生の教育訓練の受託事業、当該国とのEPAに基づく看護師・介護福祉士、特定技能外国人、家事支援外国人材受入事業（特区法第16条の4）については、当面の間対象外とする。

（注）「中長期在留者」とは、入管法第19条の3に定める者（本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④①から③までに準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者）をいう。

【対象国生まれの結核患者数（2023年）】

	フィリピン	ベトナム	インドネシア	ネパール	ミャンマー	中国
日本における患者数	317人	272人	231人	229人	155人	148人
出生国割合	19.6%	16.8%	14.3%	14.1%	9.6%	9.1%

4 審査方法

以下において、適正に発行された結核非発病証明書の提出を上記3の対象者となる申請人に対して求めることにより審査を行う。

- ① 地方出入国在留管理官署で審査を行う在留資格認定証明書交付申請時
- ② 在留資格認定証明書に「結核非発病証明書未提出」と記載がある者については、在外公館での査証申請時
- ③ 在留資格認定証明書を取得せずに在外公館で査証申請を行う者や、在留資格認定証明書交付対象外の在留資格（一部の特定活動等）により中長期在留することを目的として査証申請を行う者については、在外公館での査証申請時

5 結核非発病証明書

入国前結核スクリーニングにおける結核非発病証明書とは、対象国内に所在する医療機関であって、日本国政府が指定する医療機関（以下「指定健診医療機関」という。）が発行するものとする。

なお、指定健診医療機関は、「日本入国前結核健診の手引き」に基づいた健診によって申請人が結核を発病していないことを確認した場合にのみ、結核非発病証明書を発行するものとする。

6 入国前結核スクリーニング開始時期

入国前結核スクリーニングは、調整がついた対象国から順次開始し、指定健診医療機関における健診受付及び在留資格認定証明書交付申請時又は査証申請時における結核非発病証明書の提出義務付けの期日は以下のとおりとする。

	健診受付開始	結核非発病証明書提出義務付け
フィリピン、ネパール	令和7年3月24日予定	令和7年6月23日予定
ベトナム	令和7年5月26日予定	令和7年9月1日予定
インドネシア、 ミャンマー、中国	開始に向け調整中 (※開始が決定され次第公表予定)	左に同じ